

特定事業場の事業主・水質管理責任者の皆様へ

## 下水道法の一部が改正され、

### 事故時の措置が創設されました。

(特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生した場合における応急の措置、及び公共下水道管理者への届出の義務付け)

### ☆有害物質等流入事故とは

- 自然災害等発生原因を問わず、特定事業場内において除害施設等の機能停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質または油を含む下水が公共下水道等に流入するような事態です。

事故時の措置の対象となる『物質』及び『油』 (水質汚濁防止法施行令第2条及びダイオキシン類対策特別措置法)				
有害物質(28種類)		及び	ダイオキシン類	油(7種類)
カドミウム及びその化合物	ジクロロメタン		チオベンカルブ	原油
シアン化合物	四塩化炭素		ベンゼン	重油
有機燐化合物	1,2-ジクロロエタン		セレン及びその化合物	潤滑油
鉛及びその化合物	1,1-ジクロロエチレン		ほう素及びその化合物	軽油
六価クロム化合物	シス-1,2-ジクロロエチレン		ふっ素及びその化合物	灯油
砒素及びその化合物	1,1,1-トリクロロエタン		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	揮発油
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	1,1,2-トリクロロエタン		塩化ビニルモノマー	動植物油
ポリ塩化ビフェニル	1,3-ジクロロプロペン		1,4-ジオキサン	
トリクロロエチレン	チウラム		ダイオキシン類	
テトラクロロエチレン	シマジン			

### ☆これまでの対応(～平成17年10月)

- 特定事業場からの事故の届出は、事業場の自主性に委ねられていました。
- 事故への対応の遅れで、下水道施設に被害が生じたこともありました。

### ☆下水道法改正後(平成17年11月～)

- 特定事業場における事故時の措置が義務付けられます。
- 特定事業場で事故が発生した場合には、応急の措置を実施するとともに、公共下水道管理者への届出が必要です。
- 適切な応急の措置が講じられていない場合は、公共下水道管理者が応急の措置を講ずべきことを命じます。
- 応急の措置の命令に違反した場合、罰則(懲役6月以下又は罰金50万円以下)が適用されます。

### ☆特定事業場へのお願い

- 水質管理責任者を選任(変更)した際は、遅滞なく届け出てください。
- 事故が発生した場合には、速やかに下記にご連絡ください。
- 予め、事故時の応急の措置を定めておいてください。

担当：長岡市土木部下水道課  
長岡中央浄化センター水質係